

台北律師公會との家族法セミナー等の共同イベント開催について

国際委員会 委員長 三好 慶 (60期)

副委員長 瀧澤 渚 (67期)

1 はじめに

台北律師公會（台北弁護士会）は、1947年に設立された台湾最大の単位会であり、会員数は約8000名を超え、台湾における弁護士の多数が所属する中核的な弁護士会である。

当会と台北律師公會との交流は、2023年の国際会議でのコミュニケーションを契機として開始され、その後、実務者レベルでの交流が継続されてきた。2024年3月には台北律師公會の訪問を受け入れ、東京にて個人情報保護法に関する共同セミナー及び懇親会を実施した。これを契機として友好関係が深化し、2025年1月には当会代表団が台北市を訪問し、友好協定の締結に至っている。

本稿では、このような交流の流れを受けて、2026年3月6日に当会が台北律師公會の徐頌雅理事長、張志朋前理事長（常務理事）をはじめとする約20名の訪問団を迎え実施した共同イベントについて、その内容及び成果をお伝えするものである。



弁護士会館を訪問した徐頌雅・台北律師公會理事長（中央左）ら

2 当会会長への表敬訪問

午前中に司法関連のソーシャルイベントを行った後、弁護士会館来賓室等において、台北律師公會の徐頌雅理事長、張志朋前理事長（常務理事）、黃傑国際事務委員会主任委員、洪邦桓国際事務委員会副主任委員による会長表敬訪問が実施された。当会からは、鈴木善和前会長、的場美友紀

前副会長、樋口一磨国際委員会2025年度委員長、三好慶国際委員会本年度委員長が参加した。

本訪問においては、鈴木前会長及び徐理事長によるスピーチが行われたうえ、両会の交流の経緯及び今後の発展に向けた意欲が確認された。組織の代表者同士による直接の対話は、両会の信頼関係を強固にするものであり、当日の会館でのオープニングイベントにふさわしいものであった。

3 家族法に関する共同セミナー

会長への表敬訪問の後、午後2時30分から午後5時30分まで、弁護士会館301号室において、「台湾と日本における家族法及び実務」をテーマとする共同セミナーが開催された。

本セミナーは、国際案件を扱うか否かにかかわらず、当会会員の多くが興味を持つであろうテーマとして、家族法、そして、2026年4月より施行される離婚後の共同親権制度等を取り上げた。

さらに、本セミナーは、日本語及び台湾標準中国語による同時通訳により実施することで、言語の壁なく、当会会員が日台の家族法実務を理解しやすいよう配慮した構成とした。

まず、本セミナーの冒頭は、松田純一2023年度会長、徐理事長による開会スピーチにて開始された。

次に、台湾側からのパートにおいては、楊晴翔理事より、共同親権制度の理論に加え、長年の実務運用に基づく具体的な判断枠組みが紹介された。特に、「主たる監護者」という概念を中核として、共同親権の下でも実務上の意思決定が停滞しないよう工夫されている点や、子の最善の利益を判断する際に考慮される具体的な要素（監護の継続性、子の意思、親の協力性等）が示され、日本における今後の制度運用にとって有益な示唆が得られた。

また、子の引渡しに関する議論においても、台湾の憲法裁判所の判断を踏まえ、子の生活環境の継続性や意思を重視する考え方が紹介されるなど、重要な論点が提示された。

これに対し、日本側からのパートにおいては、皆川涼子会員より、婚姻制度、戸籍制度、離婚手続及び親権制度の全体像が説明されるとともに、2026年4月施行予定の離婚後の共同親権制度について、その制度趣旨及び実務への影響が解説された。

また、今里恵子国際委員会委員からは、国際的な子の連れ去りに関するハーグ条約の運用及び強制執行の実務についての説明があった。この際には、具体的な運用に関し、個別事例を踏まえた大変貴重な実務上の知見についても紹介がなされた。

本セミナーの最後は、的場前副会長、鄭凱鴻常務理事からの閉会挨拶にて締めくくられた。的場前副会長からは、この後開催される、晩餐会や会場の歴史的意義についての言及もなされ、最終の公式プログラムである晩餐会への期待感を高めるものとなった。



4 晩餐会

晩餐会は、港区所在の綱町三井倶楽部において開催された。本会場は、歴史ある洋館建築として知られ、落ち着いた雰囲気の中で格式ある交流の場を提供するものであり、両会の友好関係を深める場としてふさわしいものであった。

晩餐会は別館大食堂において、着席形式にて実施され、参加者は、ゆったりとした時間の中で交流を深めた。晩餐会開始前には、同敷地内の庭園を散歩する参加者も多く、写真撮影をするなど、和やかな交流が行われていた。

晩餐会冒頭において、まず、鈴木前会長より歓迎の挨拶が行われ、台北律師公會訪問団の来訪に対する謝意が述べられるとともに、両会の交流が着実に深化していることへの喜びが表明された。

そして、徐理事長の挨拶においては、東京と台北というともに変化の激しい都市において、正義の実現及び依頼者の権利保護という課題に向き合っている点が共通しているとの言葉があり、そのような両会が長期的なパートナーとして関係を継続していくことへの期待が示された。

さらに松田2023年度会長による乾杯の挨拶では、スピーチの前半が中国語により行われ、通訳なしに台北側にメッセージを直接届けることで、両会の心を通わせる交流を実現し、そして信頼関係の深化に大きく寄与するものとなった。

晩餐会は、終始和やかな雰囲気の中で進行し、また、着席

形式の会食であったことにより、比較的長時間の対話を行うことが可能となり、各テーブルにおいて、密度の高い交流がなされた。

さらに、フォトセッションや記念品贈呈等のプログラムを通じ、両会の一体感もさらに深められることとなった。

晩餐会の締めには、上田智司2024年度会長、張前理事長より、二人の信頼関係を基にした、温かみのある閉会スピーチが行われた。これは両会の関係性が強固となったことを象徴する内容であり、大いに盛り上がるものとなった。

そして、的場前副会長の閉会の辞により、晩餐会は名残惜しくもその幕を閉じることとなった。

5 おわりに

本イベントは、友好協定締結後の初回の具体的な交流として、制度理解、実務交流及び人的交流のいずれの面においても有意義な成果を上げるものであった。

特に、共同セミナーにおける実務的議論は、日本における制度改正の時期とも相まって、当会会員に対しても有益な知見を提供するものであったし、また、晩餐会等を通じて、両会の人的ネットワークが一層強固なものとなったといえる(当日はその後、非公式ながら二次会も開催された)。

今回の交流が実現したのは、これまでの交流の積み重ね及び関係各位の尽力によるものであり、この場を借りて深く感謝申し上げる。

今後、友好協定をより実質的かつ意義深いものとするため、継続的な交流に努めるとともに、当会会員への一層の還元を努めていく所存である。